
令和元年大和町議会 9月定例会議会議録

令和元年9月9日（月曜日）

応招議員（16名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	欠員	18番	馬場久雄君

出席議員（16名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 修 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長 兼農業委員会事務局長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	文 屋 隆 義 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	総 務 課 危機対策室長	蜂 谷 祐 士 君
子育て支 援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
福 祉 課 長	吉 川 裕 幸 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議事庶務係長	本 木 祐 二
主 任	渡 邊 直 人		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

まだ定刻前ではありますが、おそろいでございますので、ただいまから本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、16番大須賀 啓君及び17番中川久男君を指名します。

日程第 2「認定第 2号 平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 3「認定第 3号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 4「認定第 4号 平成30年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 5「認定第 5号 平成30年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 6「認定第 6号 平成30年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 7「認定第 7号 平成30年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 8「認定第 8号 平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 9「認定第 9号 平成30年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第10「認定第10号 平成30年度大和町農業集落排水事業特別会計
歳入歳出決算の認定について」

日程第11「認定第11号 平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会
計歳入歳出決算の認定について」

日程第12「認定第12号 平成30年度大和町水道事業会計歳入歳出決算
の認定について」

議 長 （馬場久雄君）

日程第2、認定第2号 平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出
決算の認定についてから日程第12、認定第12号 平成30年度大和町水道事業会計歳入
歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

引き続き朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

皆さん、おはようございます。

それでは、特別会計のほうに入らせていただきたいと思います。

議案書76ページをお願いいたします。

認定第2号でございます。

平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出の決算の認定についてで
ございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度大和町国民健康保険事業勘定
特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の承認をお願いするもの
でございます。

決算書につきましては、192ページからになります。

決算書の198ページをお願いいたします。

歳入。

1 款国民健康保険税でございます。

1 目から2 目でございますが、全体での調定額は5 億9,632万1,742円でございます。
収入済額は4 億6,914万3,121円ございまして、徴収率は78.67%となっております。

30年度の現年度分の徴収につきましては、1 目、2 目全体で91.9%、滞納繰り越し
分につきましては29.8%でございます。

続きまして、200ページをお願いいたします。

2款1項1目督促手数料につきましては、調定どおりの収入済みとなっております。

3款1項1目保険給付費等交付金につきましては、普通・特別交付金は調定どおりの収納となっております。

202ページをお願いいたします。

2目民生費県補助金につきましては、乳幼児医療費助成事業運営強化補助金でございます。

4款財産収入につきましては、国保財政調整基金の利子でございます。

5款繰入金から、206ページの7款諸収入につきましては、繰入金、繰越金、預金利子、被保険者返納金でございます。

208ページをお願いいたします。

8款国庫支出金につきましては、福島原発避難者1世帯の災害臨時特例補助金でございます。

210ページをお願いいたします。

歳出でございます。

成果に関する説明書は120ページから122ページになりますので、ご参照をお願いします。

1款1項1目一般管理費でございます。

7節につきましては、事務補助員の賃金でございます。9節につきましては、職員旅費でございます。11節につきましては、コピー代、保険証等の印刷代ほかでございます。12節につきましては、郵送料、通信運搬費等でございます。13節につきましては、国保電算共同処理、国保事務共同電算処理システム、国保レセプト点検業務の委託料でございます。

2目、団体負担金は、国保連合会運営に要する町村割の負担でございます。

212ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費につきましては、国保税の徴収事務に要した経費でございます。

9節につきましては、職員旅費でございます。11節につきましては、事務用品、納税通知封筒等の印刷代でございます。12節につきましては、郵送料、コンビニ納付、口座振替の手数料でございます。

3項1目は国保運営協議会に要した経費で、3回開催しております。

1節につきましては、国保運営協議会委員9名の報酬でございます。9節につま

しては、費用弁償でございます。11節につきましては、消耗品、会議のお茶代等でございます。

4項1目趣旨普及費は、国保制度等啓発用パンフレット等の経費、ジェネリック通知経費でございます。

214ページをお願いいたします。

2款1項1目から4目の療養諸費は、本町の医療費といたしまして公費分7割を国保連合会へ支払いいたしました負担金でございます。

5目審査手数料は、レセプトの審査手数料で、国保連への支払いでございます。

2項1目から、216ページ、4目の高額療養費につきましても、高額医療費分につきまして公費分として国保連合会に支出した負担金でございます。

218ページをお願いいたします。

4項、出産育児一時金は、国保世帯16件分に対する負担金でございます。

5項葬祭費は、国保世帯で亡くなられた方28件分の葬祭費支給でございます。

3款1項から、220ページの3項までは、県単一化に伴う国保連合会の負担金でございます。

4款につきましては、退職者医療費適正化に伴う拠出金でございます。

222ページをお願いいたします。

5款1項1目保健衛生普及費につきましては、各種健康教室及び各種集団健診等に要した費用でございます。7節につきましては、健診結果説明会等の看護師、保健師の賃金などがございます。8節につきましては、健康づくり達人セミナーの講師謝礼でございます。11節につきましては、指導用パンフレット購入予定でしたが、在庫での対応ができたため支出はありませんでした。28節につきましては、各種健診助成に対する繰出金でございます。

2項特定健康診査等事業費につきましては、特定健診に要した委託経費でございます。受診者は1,997人で、受診率は55.4%でございました。11節につきましては、特定健診の通知書、返信用封筒の印刷代でございます。12節につきましては、郵送料でございます。13節については、特定健康診断の委託料でございます。23節については、平成29年度特定健診の負担金の国・県に対する返還金でございます。

224ページをお願いいたします。

6款基金積立金は、基金利子相当分でございます。

7款諸支出金は、国保の還付精算及び還付加算金、平成29年度医療費実績に伴う国庫負担金の返還金でございます。

228ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額につきましては22億6,611万7,000円でございます。歳出総額22億114万3,000円でございます。歳入歳出差引額は、実質収支と同額の6,497万4,000円でございます。

基金繰入金額は3,300万円でございます。

なお、決算年度末国保会計財政調整基金の残額につきましては、2億827万1,000円でございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長（吉川裕幸君）

それでは、議案書77ページをお願いいたします。

認定第3号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書でございますが、229ページからとなります。

決算書233ページ、234ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料でございます。収入済額4億7,168万4,948円となりまして、対調定比97.2%となっております。収入未済額につきましては、滞納繰り越し分含めまして1,102万3,349円となっております。

次に、2款使用料及び手数料、1項1目につきましては、督促手数料でございます。

3款国庫支出金、1項1目介護保険給付費につきましては、介護給付費の法定負担分の国庫負担金でございます。

235、236ページをお願いいたします。

2項1目調整交付金につきましては、介護給付費の法定負担分の交付金でございます。

2目地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業に係る交付金でございます。

3目介護保険事業費補助金につきましては、介護保険システム改修費に係ります補助金でございます。

4目保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取り組みに対する交付金でございます。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費負担金、及び237ページ、238ページをお願いいたします。

2目地域支援事業支援交付金につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の法定負担分の社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の法定負担分の県負担金でございます。

3項1目地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業及び包括的支援事業総合相談事業等に係ります県補助金でございます。

239ページをお願いいたします。

6款財産収入、1項1目につきましては、財政調整基金からの利子分でございます。

7款1項1目一般会計繰入金でございますが、1節介護給付費繰入金につきましては、介護給付費の法定負担分の繰入金でございます。2節につきましては職員給与費等の繰入金、3節につきましては事務費繰入金、4節につきましては地域支援事業の介護予防事業に係ります繰入金、5節につきましては低所得者の保険料軽減に係ります繰入金でございます。

8款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

241ページをお願いいたします。

9款諸収入でございます。

1項1目につきましては第1号被保険者の延滞金、2項1目につきましては特別会計の預金利子でございます。

3項2目返納金でございますが、高額介護サービスに係る返納金でございます。

243ページをお願いいたします。

3項4目雑入でございますが、介護予防プラン作成に係ります収入、グループホームすずらんに係ります土地貸付料、任意事業の配食サービス等の利用者負担分でございます。

次に、245ページ、246ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、123ページから130ページとなり

ますので、あわせてご参照願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費でございますが、介護保険事業運営に要しました人件費、事務費、維持運営費等でございます。7 節につきましては、申請受け付け等に係ります事務補助員の賃金でございます。11 節につきましては、事務用品、コピー代等の消耗品、保険証等の印刷製本費でございます。12 節につきましては、国保団体連合会への介護給付費通知作成処理手数料、グループホームすずらんに係ります火災保険料でございます。13 節につきましては、介護保険事務処理システム保守料及び制度改正等に伴うシステム改修業務等に要した費用でございます。14 節につきましては、グループホームすずらんに係る土地借り上げ料でございます。19 節につきましては、認知症の人と家族の会宮城県支部への負担金及び国保団体連合会への回線高速化セキュリティソフト更新費の負担金でございます。25 節につきましては、介護保険財政調整基金への積み立てを行ったものでございます。

247 ページ、248 ページをお願いいたします。

2 項 1 目賦課徴収費でございます。11 節につきましては事務用品の消耗品費、保険料納入通知書等の印刷製本費、12 節につきましては通知書の郵送料及び口座振替等に要した手数料でございます。

3 項 1 目認定調査等費の 8 節及び 9 節につきましては、介護認定調査に係ります調査員への報償費及び費用弁償でございます。11 節につきましては、事務用品、コピー代等の消耗品費、公用車の燃料費、車検整備代等に要した費用でございます。12 節につきましては、郵送料としての通信運搬費のほか、主治医の意見書作成に係ります手数料、公用車の保険料等に要した費用でございます。13 節につきましては、認定調査に係ります委託料でございます。14 節につきましては、認定調査に係ります駐車場使用料でございます。18 節につきましては、公用車の更新に要した費用でございます。19 節につきましては、介護認定審査会の運営経費といたしまして、黒川地域行政事務組合への負担金でございます。

249、250 ページをお願いいたします。

27 節につきましては、公用車車検及び公用車更新に伴います重量税でございます。

4 項 1 目計画策定委員会費の 1 節及び 9 節並びに 11 節につきましては、介護保険運営委員会委員への報酬、費用弁償及び介護保険運営委員会開催に係りますお茶代に要した費用でございます。

2 款保険給付費につきましては、介護サービスの実績に基づく給付費負担金でござ

います。

1 項 1 目居宅介護サービス給付等費につきましては、訪問介護、通所介護、短期入所サービス等の居宅介護費及び住宅改修・福祉用具に係ります給付費負担金でございます。

2 目施設介護サービス給付等費につきましては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等への給付負担金でございます。

3 目居宅介護サービス計画等費につきましては、ケアプラン作成等に伴います給付負担金でございます。

251、252ページをお願いいたします。

4 目地域密着型介護サービス給付等費につきましては、グループホーム及び通所サービスに係ります給付費負担金でございます。

2 項 1 目高額介護サービス等費、12節につきましては、高額介護サービス支給処理に係ります国保団体連合会への手数料でございます。19節につきましては、高額介護サービスの給付費負担金でございます。

2 目高額医療合算介護サービス費につきましては、高額医療費、介護サービス費の個人負担が一定の割合を超えた方に給付費の負担を行ったものでございます。

3 項 1 目介護予防サービス給付等費、及び253、254ページをお願いいたします。

2 目介護予防サービス計画給付等費の19節につきましては、要介護認定の要支援への方への介護予防サービスに係る給付費負担金でございます。

4 項 1 目特定入所者介護サービス等費の19節につきましては、特定入所者介護等の給付費で、入所者の居住費、食費に係ります給付費の負担金でございます。

5 項 1 目審査支払手数料、12節につきましては、介護給付費の審査手数料でございます。

255、256ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目第 1 号被保険者還付加算金の23節につきましては、第 1 号被保険者への還付金、2 目償還金の23節につきましては、平成29年度介護給付費負担金及び地域支援事業支援交付金の交付額確定に伴います国・県社会保険診療報酬支払基金への償還金でございます。

4 款地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費に要しました費用でございます。

1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費の13節につきましては、からだ元気教室に係ります業務委託料、19節につきましては、介護予防、訪問介護、通所介護サー

ビスに係ります給付費でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費の13節及び19節につきましては、介護予防支援に係ります介護予防ケアマネジメントの業務委託料及び給付費の負担金でございます。

257、258ページをお願いいたします。

2項1目一般介護予防事業費につきましては、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業に要しました費用でございます。7節につきましては、健康貯筋友の会事業に伴います看護師の賃金でございます。8節につきましては、各行政区の活き生きサロンにおけます介護予防出前講座の講師謝礼、健康貯筋友の会での運動指導士への謝金でございます。11節につきましては、健康貯筋友の会事業に伴います事務用品等の消耗品費でございます。

3項1目総合相談支援事業費につきましては、高齢者が住みなれた地域で安心して生活が送れるよう相談、実態把握等に要する費用でございます。8節につきましては、ケース会議に伴います有識者への謝金でございます。11節につきましては、事務用品の消耗品費、高齢者ガイドブック作成に係ります印刷製本費でございます。

2目権利擁護事業費、8節につきましては、高齢者虐待等に対応するための弁護士等への謝礼でございます。13節につきましては、高齢者虐待対応連絡協議会への委託料でございます。

259、260ページをお願いいたします。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の7節につきましては、保健師等の臨時職員の賃金でございます。8節につきましては、ケアマネジャー、ケアスタッフ研修会開催に係ります講師謝礼でございます。11節につきましては、コピー料金等の消耗品費、公用車の燃料代、公用車車検整備代としての修繕料でございます。12節につきましては、包括支援センターの電話料金、公用車に係ります車検手数料、損害保険料及び指定介護予防支援事業者の賠償保険に要した費用でございます。13節につきましては、地域包括支援センターシステム保守及びシステム改修に係ります委託料でございます。

261、262ページをお願いいたします。

14節につきましては、地域包括支援センターシステムハードウェアの賃借料でございます。19節につきましては、主任介護支援専門員更新研修受講に係ります負担金でございます。27節につきましては、公用車車検に係ります重量税でございます。

4目生活支援体制整備事業費の11節につきましては、事務用品など消耗品費でござ

います。13節につきましては、社会福祉協議会への生活支援コーディネーター業務の委託料でございます。

5目認知症総合支援事業費の9節につきましては、認知症初期集中支援チーム員研修参加に係ります旅費でございます。13節につきましては、認知症初期集中支援チームに係ります委託料でございます。

4項1目任意事業費につきましては、配食サービス事業及びあんしんコールセンターサービス事業等に要した費用でございます。8節につきましては、あんしんコールセンター協力員、お元気訪問員への謝礼、11節につきましては、認知症サポーター養成講座資料及び会議時のお茶代、12節につきましては、郵送料としての通信運搬費、ひとり暮らし高齢者等へのコール機器の設置、撤去手数料及びボランティア保険料に要した費用でございます。

263ページ、264ページをお願いいたします。

13節につきましては、配食サービス事業及びあんしんコールセンターサービス事業機器保守点検に係ります業務委託料でございます。14節につきましては、あんしんコール機器借り上げ料でございます。

5項1目支払審査手数料の12節につきましては、支払審査手数料として国保団体連合会への手数料でございます。

265ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額21億2,420万2,000円、歳出総額20億7,800万4,000円、歳入歳出差引額4,619万8,000円、実質収支4,619万8,000円でございます。

実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定によりまして、基金繰入額を2,400万円としたところでございます。

なお、決算年度末におけます介護保険事業勘定特別会計の財政調整基金の残高は9,751万6,000円となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

台風の影響で大分蒸してまいりましたので、暑いと思われる方は上着を脱いでいただいて結構でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

続きまして、認定第4号でございます。

78ページをお願いいたします。

平成30年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、平成30年度宮床財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定に付するものでございます。

決算書につきましては270ページでご説明をさせていただきます。成果に関する説明書につきましては131ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入の1節につきましては、宮床生産森林組合、難波山菜生産研究所、東北電力からの収入でございます。

2目利子及び配当金につきましては、財産造成基金の利子でございます。

2項1目不動産売払収入につきましては、1節が宮城県土地開発公社ヘリサーチパーク北岩倉地区造成工事用地として売り払いました代金でございます。2節が土地開発公社からの立木補償料及び森林整備センター造林地間伐に係る売り払い資金でございます。

2款繰入金は、財産売払収入がありましたことから、減額をいたしたものでございます。

3款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

272ページをお願いいたします。

4款1項1目預金利子につきましては、歳計現金の利子でございます。

2項1目雑入は、収入がありませんでした。

3項1目森林総合研究所支出金は、繰越明許費に係るものでございますが、高山地内の間伐及び作業道新設に対し交付されたものでございます。

274ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款1項1目管理会費につきましては、管理委員7名に要する費用でございます。

1節は、7名分の委員報酬でございます。9節につきましては、管理会協議会の費用弁償、視察の随行旅費でございます。10節につきましては、会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費の8節につきましては、管理委員の任期満了に伴う管理委員推薦委員会委員への謝礼でございます。11節は、事務用品、予算書、決算書の印刷代、電気料でございます。12節は、会議通知の郵便料でございます。13節は、用務員

業務に係る委託料でございます。

2目財産管理費、7節につきましては支出がありませんでしたが、13節へ流用をいたして、業務委託の事業を実施してございます。

13節は、276ページをお願いいたします。

内容といたしましては、作業道刈り払い業務、森林管理巡視業務の委託料となっております。19節につきましては、町林業地域振興協議会、県水源林造林協議会への負担金でございます。22節につきましては、山田採草地組合分収林地に係る立木補償金でございます。25節につきましては、財産売払収入がありましたことから、財産造成基金に積み立てを行ったものでございます。

3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、13節が繰越明許費となっておりますが、高山分収造林地の間伐、搬出業務でございます。

4目諸費でございます。19節は、町内3つの財産区で組織いたしております財産区連絡協議会への負担金でございます。28節につきましては、一般会計への繰出金で、成果に関する説明書131ページに記載しています対象団体、金額のとおり繰り出したものでございます。

278ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4億1,833万8,000円、歳出総額4億1,799万7,000円、繰り越しする財源はございませんので、歳入歳出差引額、実質収支額ともに34万1,000円でございます。

宮床財産区会計は以上でございます。

続きまして、議案書79ページでございます。

認定第5号 平成30年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、平成30年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、監査委員の意見を付しまして議会の認定に付するものでございます。

決算書につきましては、283ページをお願いいたします。成果に関する説明書は132ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目総務費県補助金につきましては、檀ノ下地区の直営造林地の間伐及び作業道修繕に対する補助金でございます。

2款1項1目財産貸付収入につきましては、吉田愛林公益会及び東北電力電柱の貸し付けに伴います収入でございます。

2 目利子及び配当金は、財産造成基金の利子でございます。

2 項 1 目不動産売払収入は、1 節、2 節ともに収入がございませんでした。

3 款繰入金につきましては、財源調整のため財産造成基金から繰り入れを行ったものでございます。

285ページをお願いいたします。

4 款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

5 款 1 項 1 目森林総合研究所支出金につきましては、檀ノ下地区の除伐及び生物害防除の事業に対し交付されたものでございます。

2 項 1 目預金利子につきましては、歳計現金の利子でございます。

3 項 1 目雑入につきましては、収入がございませんでした。

287ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1 款管理会費につきましては、管理委員 7 名に要する費用でございます。1 節は、管理委員の報酬でございます。9 節につきましては管理会及び協議会の費用弁償、10 節交際費は会長交際費でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、8 節は管理委員の任期満了に伴う推薦委員会委員への謝礼でございます。11 節は、予算書、決算書の印刷代でございます。12 節は会議通知の郵便料でございます。

2 目財産管理費、7 節は支出がございませんでした。12 節は、造林地の森林災害保険料でございます。13 節は、檀ノ下地内の間伐に要した費用でございます。15 節は、檀ノ下の作業道補修工事に係る費用でございます。19 節は、町林業地域振興協議会、県水源林造林協議会への負担金でございます。

289ページをお願いいたします。

3 目森林総合研究所分収造林管理費でございます。13 節は、檀ノ下の除伐及び生物害防除を行ったものでございます。

4 目諸費につきましては、19 節は財産区連絡協議会への負担金、28 節は一般会計を通じまして地域団体へ助成を行うための繰り出しでございます。

291ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額978万6,000円、歳出総額902万5,000円、翌年度へ繰り越す財源はございませんので、歳入歳出差引額、実質収支額とも76万1,000円でございます。

吉田財産区特別会計は以上でございます。

議案書80ページをお願いいたします。

認定第6号 平成30年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、平成30年度落合財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定に付するものでございます。

決算書は296ページ、成果に関する説明書につきましては133ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入につきましては、相川、報恩寺、松坂各地区の貸付料収入と、電力柱敷地に係る収入でございます。

2目利子及び配当金は、財産造成基金の利子でございます。

2款繰入金につきましては、財源調整のための基金からの繰り入れでございます。

3款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

4款1項1目預金利子につきましては、歳計現金の利子でございます。

298ページをお願いいたします。

2項1目雑入につきましては、収入がありませんでした。

300ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款管理会費につきましては、管理委員7名に要した費用でございます。1節は管理委員の報酬、9節につきましては、管理会協議会の費用弁償、視察研修の随行旅費でございます。10節交際費につきましては、会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、8節は管理委員の任期満了に伴います推薦委員会委員への謝礼でございます。11節需用費は、予算書、決算書の印刷代、12節役務費は、会議通知の郵便料でございます。

2目財産管理費の7節、19節は支出がありませんでした。

3目諸費の19節は、財産区連絡協議会への負担金でございます。

302ページをお願いいたします。

28節につきましては、説明書133ページに記載しております団体に対する助成のため、一般会計へ繰り出しをいたしたものでございます。

304ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額531万8,000円、歳出総額485万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はござ

いません。歳入歳出差引額、実質収支額とも46万4,000円でございます。

落合財産区特別会計は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

それでは、議案書81ページをお願い申し上げます。

認定第7号 平成30年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成30年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては、309、310ページ、主要な施策の成果に関する説明書につきましては、134ページをあわせてご参照をお願いいたします。

1款1項1目利子及び配当金の1節、さらに2款1項1目教育費寄附金の1節、3款1項1目奨学事業基金繰入金、1節につきましては、それぞれ歳入がございませんでした。

4款1項1目繰越金、1節でございます。前年度からの繰越金でございます。

311、312ページをお願いいたします。

5款1項1目町預金利子、1節につきましては、歳計現金の利子となっております。

2項1目奨学費貸付金元利収入、1節でございますが、貸し付けを行いました奨学金の償還金でございます。68名からの返還をいただいたものでございます。なお、収入未済額は49万5,000円となっております。未納者は5名でございます。未納者につきましては定期的に連絡をとりまして督促を行っておりまして、引き続き未納額の減少、縮減に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、313、314ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目事業費につきましては、21節は大学生12名に対して奨学金の貸し付けを行ったものでございます。なお、大学生への貸付金は月額で3万円となっております。

次に、2目事務費でございます。1節及び9節につきましては、奨学事業審議委員

会2回の開催におけます委員の報酬、費用弁償及び選考面接2回に対します委員長の報酬、費用弁償となっております。11節は予算書、決算書の印刷代、12節は郵便料金でございます。25節につきましては、奨学事業基金へ積み立てを行ったものでございます。

次に、315ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額760万4,000円、歳出総額641万9,000円、差引額が118万5,000円となり、5の実質収支額につきましても同じく118万5,000円となっているものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

続きまして、議案書82ページ、認定第8号 平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

決算書については316ページです。成果に関する説明書につきましては135ページをお願いいたします。

320ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款につきましては、後期高齢者医療保険料でございます。特別徴収、普通徴収合わせまして徴収率につきましては全体で98.8%です。

2款使用料及び手数料につきましては、督促手数料でございます。

決算書の322ページをお願いいたします。

3款繰入金につきましては、一般会計繰入金になりまして、事務費、人件費のほか、保険料の軽減分に係る繰り入れでございます。

4款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

324ページをお願いいたします。

5款諸収入、2項1目の保険料還付金は、県後期高齢者医療広域連合会からの29年

度の保険料の還付金及び加算金であります。

3項につきましては、預金利子でございます。

4項受託事業収入は、県後期高齢者医療広域連合会からの健康診断受診料であります。796名が受診しております。

326ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項総務管理費は、後期高齢者会計の運営事業に要した経費でございます。人件費を除き説明します。11節につきましては、特別会計予算決算書、あとパンフレットの印刷代、コピー代等でございます。12節につきましては、郵送料でございます。13節につきましては、後期高齢者健康診査の委託料でございます。

2項徴収費は、保険料の徴収事務に要した費用でございます。11節につきましては、保険料通知封筒代等の印刷代でございます。12節につきましては、郵送料と口座振替手数料でございます。13節につきましては、保険料の軽減特例の見直しに伴うシステム改修事業委託料でございます。

328ページをお願いします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合への保険料の納付金と保険基盤安定負担金の納付金でございます。

3款諸支出金、1項1目保険料還付金は、年度途中で保険料の確定、変更のあったものの還付金でございます。

2目につきましては、還付加算金でございます。

330ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億2,093万1,000円、歳出総額2億1,726万9,000円ございまして、歳入歳出差引額が実質収支額と同様366万2,000円でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書83ページをお願いします。

認定第9号 平成30年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてで

ございます。

地方自治法の規定によりまして、平成30年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書331ページ以降で説明させていただきます。なお、本事業の実施概要については、主要施策の成果に関する説明書136ページ以降になりますので、あわせてご参照いたします。

決算書335ページをお願いします。事項別明細書になります。

初めに、歳入であります。

1 款分担金及び負担金、1 項1 目下水道事業負担金、1 節につきましては、収入済額124万7,240円で、収納は調定額どおりとなっております。2 節は、収入済額が8万1,610円となっております。3 節につきましては、宮城県環境事業公社からの負担金。

2 款使用料及び手数料、1 項1 目下水道使用料、1 節は収入済額4億2,421万7,670円で、収納率99.4%でありました。2 節は調定額1,309万4,097円、収入済額965万5,304円で、収納率は73.7%となっております。このうち、使用料の賦課漏れ分の決算状況であります。調定額530万8,721円に対しまして、今年度までの収納額合計が436万6,936円で、平成30年度分として11万2,708円収納となり、合計の前年度収納率80.1%に対しまして2.2%増の82.3%となっております。今後ご理解をいただくよう努力してまいりたいと思います。

続きまして、2 目土木使用料、1 節につきましては、道下都市下水路占用料であります。

337ページになります。

2 項手数料、1 目下水道手数料は、排水設備責任技術者登録手数料等で、調定額どおりの収入となっております。

3 款国庫支出金、1 項1 目下水道費国庫補助金であります。下水道整備事業費の2分の1であり、繰越明許費事業費見合い分の2分の1の収入未済額を除きます補助金が収入済みとなっております。内訳といたしましては、防災安全社会資本整備交付金としてマンホール浮上防止工事及び設計に1,725万円、社会資本整備交付金事業のマンホールポンプ場設備更新工事で675万円でございます。

4 款繰入金、5 款繰越金、339ページにかけての6 款諸収入、1 項町預金利子及び2 項雑入、7 款町債の公共下水道債、資本費平準化債、流域下水道債につきましては、調定どおりの収入となっております。

次に、341ページ、歳出であります。

1 款土木費、1 項 1 目一般管理費につきましては、下水道の管理経費のほか、使用料金等の賦課徴収、水質規制、下水道施設の維持管理に要したものであります。

主なものといたしまして、7 節は道下都市下水路の支障木伐採及び水路清掃の賃金であります。9 節につきましては、下水道公社主催の担当課長会議が県内での開催となったため、支出がなかったもの。11 節は、マンホールポンプの電気料、修繕料などに要した費用であります。12 節につきましては、マンホールポンプの管理用電話の使用料及び汚水管等清掃手数料などであります。13 節は、料金算定業務、メーター検針業務の水道事業への委託料及び流域下水道への接続点17カ所と特定事業所28カ所の水質検査委託料、その他マンホールポンプの保守点検、清掃委託に要した費用でございます。

次に、343ページとなります。

14 節につきましては、下柴崎地内のマンホールポンプ場の土地借り上げ料。15 節は、平成29年度末にかけて実施しました舞野地区の下水道管修繕工事の舗装ポンプ復旧工事であります。16 節につきましては、舗装補修材及び管路清掃時の継ぎ手並びにマンホールポンプ場の通信機器の購入であります。19 節は、吉田川流域下水道と仙台市及び大衡村への下水道施設維持管理負担金であり、補助金は水洗便所改造資金貸付に係る利子補給金19件分であります。27 節は、公用車の自動車重量税と消費税及び地方消費税であります。

2 項 1 目建設費であります。公共下水道補助事業分と町単独事業分及び流域下水道への建設負担金が主なものでございます。9 節については、ストックマネジメント研修のための職員バス代、11 節は事業に係る消耗品費、13 節は総合地震対策で、マンホールトイレを整備予定しております保健福祉総合センターひだまりの丘及びふれあい文化創造センターまほろばホールからそれぞれ流域下水道接続点までのマンホールの浮上防止対策詳細設計業務を、14 節は積算システム 2 台の機械借り上げ料及びシステム利用料であります。15 節につきましては、補助事業分として、吉岡字町裏ポンプ場ほか 2 カ所のマンホールポンプ設備更新工事及び町道吉岡吉田線のマンホール浮上防止対策工事を実施したものです。単独事業としましては、蔵下地区の私道等対策事業によります管路及びポンプ場の設置工事、北目ポンプ場ほか 4 カ所の監視装置更新工事並びに舗装本復旧工事に要したものでございます。

次に、345ページとなります。

19 節は、宮城県が維持管理しております吉田川流域下水道への建設負担金であります。

2款公債費につきましては、1項1目、元金償還111件の償還費用、2目の利子は122件の償還金利子の支払い分であります。なお、平成30年度末借入残高は、前年度より2億5,008万4,000円減の39億5,934万6,000円となっております。

347ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額8億8,270万2,000円、歳出総額8億7,954万円、歳入歳出差引額316万2,000円。翌年度へ繰り越すべき財源として、(2)でございます。繰越明許費繰越額として115万1,000円となり、実質収支額は201万1,000円となったものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (馬場久雄君)

ここで暫時休憩します。

休憩の時間は10分程度とし、再開は11時15分からといたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 (蜂谷俊一君)

引き続きよろしく申し上げます。

議案書84ページをお願いします。

認定第10号 平成30年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法の規定によりまして、平成30年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、決算書の348ページ以降で説明させていただきます。あわせて、成果に関する説明書138ページをご参照願います。

決算書352、353ページ、決算事項別明細書になります。

初めに、歳入であります。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目農業集落排水事業分担金は、関係地区の受益者分担金で、1 節につきましては3 件分で、調定額どおりの収入となっております。2 節は収入済額6 万9,000円で、収納率は14.2%となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目農業集落排水処理施設使用料、1 節につきましては、収入済額851万9,251円で、収納率は99.1%となっております。2 節は収入済額20万8,308円で、収納率79.7%となっております。

354ページになります。

3 款繰入金は、一般会計からの繰入金で、30年度決算は4,781万2,000円で、歳入額全体に対する構成割合は78.7%となっております。

4 款繰越金は、前年度からの繰越金であります。

5 款諸収入は、1 節預金利子であります。

356ページ、歳出であります。

1 款農業集落排水事業費、1 項 1 目一般管理費につきましては、宮床クリーンセンターの管理費、マンホールポンプの維持管理等に要した経費であります。

主なものといたしまして、11節は、クリーンセンター、マンホールポンプの電気料、消耗品代、マンホールポンプ場水位計及び無線監視装置、クリーンセンターのポンプ、公用車等の修繕費などあります。12節は、使用料、収納事務手数料、マンホールポンプ清掃点検作業などに要したものです。13節は、処理場の運転業務、汚泥処理業務、使用料徴収業務、電気工作物保安管理業務に要したものでございます。19節につきましては、マンホールポンプ管理用電波利用料であります。

358ページの2 款公債費、1 項 1 目元金と2 目利子は、それぞれ15件の起債償還分であります。

なお、平成30年度末借入残高は、前年度より2,860万5,000円減の4 億9,942万円となっております。

360ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額6,078万9,000円、歳出総額5,694万8,000円、歳入歳出差引額384万1,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の384万1,000円となるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

続きまして、議案書85ページをお願いします。

認定第11号 平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法の規定によりまして、平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の361ページ以降で説明させていただきます。あわせて、成果に関する説明書139ページを参照願います。

決算書365、366ページ、決算事項別明細書でございます。

歳入であります。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目合併処理浄化槽事業分担金は、新規設置 5 人槽 4 基、7 人槽 4 基、合計 8 基分の設置者分担金であり、調定どおりの収入となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目合併処理浄化槽使用料は、設置及び管理移行の 382 基に係る使用料収入であり、1 節は収入済額 1,138 万 578 円で、収納率は 99.4% となっております。2 節は収納率が 99.2% となっております。

3 款国庫支出金、1 項 1 目合併処理浄化槽事業費国庫補助金は、新規整備費に伴います国庫補助金であり、補助対象交付基準の 3 分の 1 の補助金が収入済みとなっております。

367 ページでございます。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、財源調整のための繰入金であります。

5 款繰越金は、前年度からの繰越金。

6 款諸収入は、預金利子及び雑入として消費税の還付金であります。

7 款町債、1 項 1 目下水道債は、浄化槽の整備に要しました財源の確保を図ったものでございます。

369 ページでございます。

歳出になります。

1 款合併処理浄化槽費、1 項 1 目一般管理費につきましては、管理浄化槽 382 基の維持管理に要したもので、主なものといたしまして、11 節は事務事業に係る印刷製本費、浄化槽の修繕費などがあります。12 節は浄化槽の法定検査手数料などに要したものの、13 節は保守点検及び清掃業務委託料が主なものとなっております。14 節につきましては、浄化槽普及促進協議会における研修時の駐車代を予定しておりましたが、30

年度は県内開催となったため支出がなかったもの、19節は浄化槽普及促進協議会への負担金であります。

2項合併処理浄化槽建設費につきましては、浄化槽設置事業に要した費用でございます。

371ページをお願いします。

1目合併処理浄化槽建設費、11節は事業に係る消耗品費、15節につきましては浄化槽8基の新たな設置工事を実施したもので、その地区別の内訳は、宮床地区5人槽3基、吉田地区5人槽1基、同じく吉田地区7人槽4基であります。

2款公債費、1項1目元金につきましては8件の償還、2目利子は13件の償還支払い分であります。平成30年度末借入残高は、176万4,000円増の1億3,768万5,000円となっております。

373ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5,344万7,000円、歳出総額4,968万9,000円、歳入歳出差引額375万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も同額となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

次に、議案書86ページをお願いします。

認定第12号 平成30年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方公営企業法の規定により、平成30年度大和町水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、決算書の374、375ページからの平成30年度大和町水道事業会計決算報告書で説明させていただきます。なお、本事業の実施状況につきましては、成果に関する説明書140ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

それでは、決算書374ページ、収益的収入及び支出から説明させていただきます。

こちらについては、いずれも消費税込みの決算報告書となっているものでございます。

収入であります。

1款水道事業収益につきましては、決算額10億8,689万9,251円となり、前年対比で4.8%の増となっております。

この内訳といたしまして、1項営業収益は8億2,303万7,503円で、0.7%の増、2

項営業外収益は2億6,380万3,748円で、20.2%の増となっております。増額の要因については、受取利息及び配当金や開発負担金、マッピングシステム構築に伴います管路等の整備特定に伴い、使用していない管路について資産減耗したことにより、みなし償却を行っておりました補助金について収益化する長期前受金戻入の増額及び有価証券の売却益であります。

3項特別利益5万8,000円については、過年度分の手数料であります。

続きまして、支出であります。

1款水道事業費用につきましては、決算額10億5,295万1,569円となり、前年対比14.5%増となっております。

内訳としまして、1項営業費用10億3,265万6,616円で、前年対比15.3%の増、2項営業外費用1,965万7,818円で、前年対比10.7%の減となっております。

3項特別損失は63万7,135円となっており、不納欠損、開栓手数料2件2名、水道料金108件24名、49万4,012円のほか、過年度の還付などがございます。営業費用の伸びにつきましては、先ほど収入でも説明させていただきました創設以来の管路施設等特定に伴い、使用していないものについて資産減耗させていただき、その額が、税抜きであります。1億2,976万6,193円となったことによるものでございます。

以上の結果、税込みの収入支出差引額は3,394万7,682円となっております。

次に、376ページ、資本的収入及び支出であります。

資本的収入であります。

1款資本的収入につきましては、決算額6,714万1,200円となっております。

1項企業債1,730万円で、2項出資金2,761万9,000円となっております。

3項補助金につきましては2,136万9,000円、4項負担金は85万3,200円となっております。

なお、予算に対しまして1,992万7,800円の減については、車橋かけかえに伴う下水道負担金及び繰り越し事業であります高田中央橋かけかえに伴う県からの負担金が後年度となったことによるものでございます。

次に、資本的支出であります。

1款資本的支出につきましては、決算額3億2,992万8,391円で、前年対比30.5%の増となっております。

1項建設改良費は2億4,534万4,370円で、前年対比42.1%の増となっております。現在行っております配水管更新及び施設であります宮床2号ポンプ場、送水ポンプ、松坂ポンプ場自家発電設備の更新工事並びに宮床1号配水池耐震補強工事に伴うもの

が主なものでございます。

2項企業債償還金については8,458万4,021円で、前年対比5.7%の増となっております。

以上の収支により、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億6,278万7,191円については、過年度分損益勘定留保資金から2億4,471万9,091円、消費税資本的収支調整額1,806万8,100円をもって補填いたしましたものでございます。

なお、本年6月定例会議の諸般の報告において説明させていただいておりますが、吉田川床上浸水対策特別緊急事業に伴います配水管布設工事について、地方公営企業法の規定により818万6,000円を繰り越しいたしております。

次に、378ページ、損益計算書であります。消費税抜きの金額となります。

収益及び費用の項目ごとの内訳は、385ページからの収益費用明細書で整理いたしておりますので、概括的な説明とさせていただきます。

1. 営業収益は7億6,237万4,481円で、前年対比0.7%の増。

2. 営業費用は9億8,467万9,908円で、前年対比15.9%の増となっております、2億2,230万5,427円の営業損失となっております。

次に、3. 営業外収益ですが、他会計補助金1億3,562万9,000円、長期前受金戻入8,902万4,049円及び有価証券売却益等によるもので、合計2億6,098万3,657円。

4. 営業外費用は、支払利息の1,965万7,818円が主なものとなり、営業外収支は1,594万7,657円の経常利益となったものでございます。

5の特別利益及び6の特別損失を合わせた当年度純利益は1,540万2,498円となり、前年度繰越利益剰余金301万1,299円を合わせた当年度未処分利益剰余金は、1,841万3,797円となっているものでございます。

次に、379ページの剰余金計算書であります。

前段部分が前年度の状況を示しておりまして、中段部分に当年度変動額として、資本金、剰余金の変動額を記載しております。当年度については、一般会計出資金2,761万9,000円を受け入れ、資本金当年度末残高は32億511万4,940円となっております。

資本剰余金については、国庫補助金の受け入れを建設改良積立金への振りかえを実施しており、資本剰余金当年度末残高を1,771万5,000円としております。

利益剰余金は、当年度純利益1,540万2,498円を計上したことで未処分利益剰余金の年度末残高が1,841万3,797円となり、利益剰余金合計額を4億4,344万1,725円とし、資本金と剰余金を合わせた資本合計は、36億6,627万1,665円となります。

381ページをお願いします。

剰余金処分計算書（案）であります。

議案の議決を賜りました後の利益剰余金の処分方法をお示ししているものでございます。

未処分利益剰余金から1,000万円を減債積立金として積み立てることとし、次年度への繰越利益剰余金を841万3,797円といたすことについてお願いするものでございます。

次に、382ページ、貸借対照表であります。

資産の部、1. 固定資産でございます。

(1)有形固定資産につきましては、土地、建物、構築物などがありますが、合計59億3,092万6,841円で、前年対比4.6%の増となっております。

(2)無形固定資産は、電話加入権、ダム使用権で、53万2,571円となっております。

(3)投資その他の資産については、投資有価証券7億6,141万2,000円で、国債等1億1,399万5,000円を買い増ししております。

固定資産合計は、前年比5.9%増の66億9,287万1,412円となります。

2としまして、流動資産は、現金・預金、未収金などで3億8,710万8,433円となり、資産合計は70億7,997万9,845円で、前年比3.9%、2億6,286万9,543円の増となっております。

383ページをお願いします。

負債の部でございます。

3. 固定負債は、建設改良費等の財源に充てるための企業債で、9億5,895万8,598円となります。

4. 流動負債でございます。建設改良費等の財源に充てるための企業債、未払金、引当金、その他流動負債で、合計額1億9,162万1,235円となります。

5. 繰延収益は、公営企業会計制度の見直しによるもので、償却資産の取得等に伴う補助金等をその収益額として計上しました。長期前受金33億8,956万8,702円から、長期前受金を収益化した長期前受金収益化累計額11億2,644万355円を差し引いた額であります。

固定負債、流動負債、繰延収益を合計した負債合計は34億1,370万8,180円となっております。

次に、資本の部でございます。

6. 資本金は、企業開始時の固有資本金、一般会計出資金などの追加出資の繰入資

本金、振りかえした減債積立金、建設改良積立金等の組み入れなどの資本金となります。合計で32億511万4,940円、前年比0.9%の増となっております。

次に、7の剰余金の(1)資本剰余金につきましては、地方公営企業会計制度の改正から懸念となっておりますが、国庫補助金、受贈財産評価額、各種負担金など3億4,003万4,439円を長期前受金に振りかえておりますので、合計を1,771万5,000円としております。

(2)利益剰余金につきましては、各種積立金と当年度未処分利益剰余金の合計で、4億4,344万1,725円となっております。剰余金合計は4億6,115万6,725円、資本合計は36億6,627万1,665円で、負債・資本合計は70億7,997万9,845円で、382ページ下段の資産合計と一致するものでございます。

次に、384ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。

1. 営業活動によるキャッシュ・フローでございます。

企業の営業活動により生み出されますキャッシュ・フローで、当期純利益1,540万2,498円を計上いたし、非資金項目の調整には減価償却費、固定資産除却費、長期前受金戻入、賞与引当金の増減額を計上しております。

営業活動による資産及び負債の増減であります。資産の増減については未収金等の増減を、負債の増減については未払金、前払金など流動資産の増減を計上しております。

ほかに、受取利息及び配当金720万1,211円と起債償還分の支払利息1,965万7,818円を計上し、合わせまして営業活動によるキャッシュ・フロー合計2億5,601万2,101円となるものでございます。

2の投資活動によるキャッシュ・フローでございます。

将来に向けた運営基盤の確立のために伴う投資活動に係る資金の状況をあらわすものでございます。

建設改良費については、2億2,727万6,270円を投資しております。上記実施に係る収入4,984万1,200円は一般会計出資金などであります。

投資活動による負債では1,498万209円の減を、投資有価証券等の増減は国債等の購入に伴い1億1,399万5,000円を投資し、あわせて投資活動によるキャッシュ・フロー合計はマイナス3億726万3,479円となっております。

次に、3. 財務活動によるキャッシュ・フローでございます。

増資、減資による資金の収入支出及び借入返済による収入支出など、資金の調達及

び返済によるキャッシュ・フローをあらわしたものでございます。

企業債の発行1,730万円、企業債を償還した分8,458万4,021円で、財務活動によるキャッシュ・フロー合計6,728万4,021円のマイナスとなっております。

資金増減額のマイナス1億1,853万5,399円は、営業、投資、財務活動それぞれのキャッシュ・フローの合計額となるものでございます。資金期首残高4億5,459万6,764円と合わせた資金期末残高は3億3,606万1,365円となっております。

次に、385、386、387ページにかけての収益費用明細書でございます。

消費税抜きの金額となります。

主なものでありますが、1款水道事業収益、1項1目給水収益は、水道料金とメーター使用料を合わせて7億898万7,376円で、前年対比0.3%の減であります。

2目加入金、給水加入金で、前年対比61.7%増。

3目その他営業収益は、1節はコードカバー、メーターカウンターなどの売却代、2節は設計審査手数料、開栓手数料など、3節は下水道使用料などの徴収業務受託料、消火栓維持管理料などであります。

2項営業外収益であります。

1目他会計補助金は、一般会計補助金で浄水場に対する高料金対策補助金、留保水量解除見合い分、簡易水道事業管理費などで、前年比11.1%の減となっております。

2目受取利息及び配当金は、預金及び有価証券等の配当金。

3目開発負担金は、民間アパートなどの建設によるものでございます。

4目長期前受金戻入は、みなし償却制度の廃止によるものでございます。

5目雑収益は、東京電力の放射能検査費用、賠償金及び窓口におけるコピー代などでございます。

6目として有価証券売却益を、3項特別利益、過年度損益修正益を合わせました収益合計は10億2,341万6,138円であり、前年度に比較いたしまして4.8%の増となっております。

386ページ、費用でございます。

1款水道事業費用、1項1目浄配水費の主なものでございます。1節から3節までは職員人件費、4節は窓口受付等事務補助員の賃金であります。7節は電話料、監視用テレメーターの専用回線料などであります。8節は自動車、建物、機械設備などに係るもの、9節はメーター検針、水質検査、メーター交換業務委託等に要した費用であります。12節は町内5カ所のポンプ場における動力の電気料であります。14節につきましては各種水道施設の修繕に要した費用でございます。15節は4億9,415万7,392

円で、宮城県大崎広域水道からの受水料金でございます。前年対比で1.3%の減となっております。16節は水道料金調定システム、企業会計システムなどのシステム借上げ料でございます。17節は賞与引当金繰入金でございます。

387ページをお願いします。

2目総係費は、営業管理に要する事務費で、1節は水道事業審議会の委員10名分の報酬、2節は審議会委員の費用弁償と職員旅費、3節は審議会用お茶代、4節は日本水道協会への負担金であります。5節は水道庁舎の宿日直業務委託料、10節は配水管の水管橋添架による借上げ料でございます。

3目減価償却費は、建物、構築物、車両、機械器具などの有形固定資産、電話加入金、ダム使用权の無形固定資産の本年度償却分でございます。

4目資産減耗費、1節はたな卸資産の減耗費、2節は固定資産除却費で、マッピングシステム構築に伴う管路等の整備特定に伴い、使用していない管路、施設等について資産減耗処理を行ったもの。

5目その他営業費用につきましては、コードカバー、メーターカウンターなどの貯蔵品の売却原価でございます。

2項営業外費用でございます。

1目支払利息は、企業債利息の支払い分。

2目雑支出は、仮払消費税及び地方消費税でございます。

3項特別損失は、不納欠損及び過年度分の還付でございます。

費用の合計は10億801万3,640円で、前年度と対比いたしまして15.4%増となっております。

388ページをお願いします。

固定資産明細書でございます。

(1)の有形固定資産の種類は、土地、建物、構築物、機械装置、車両、工具器具、建設仮勘定の種類別に整理しておりますが、合計で説明させていただきます。

年度当初合計高が10億1,371万5,328円で、当年度増加額は6億7,906万8,937円、当年度減少額は7億5,491万9,339円で、当年度末現在高は99億3,786万4,926円となっております。

当年度の増加は、配水管の布設がえ及び宮床1号配水池の耐震化及び吉岡南第2土地区画整理組合からの受贈財産による構築物の増加、機械及び装置は宮床2号ポンプ場、送水ポンプ更新工事による増加、建設仮勘定は耐震化事業に伴う実施設計、松坂配水池耐震補強工事及び若畑ポンプ場非常用自家発電装置工事であります。減少分に

については、資産減耗等に係るものでございます。

次に、減価償却額であります。年度末償却未済額は59億3,092万6,841円となっております。

次に、(2)無形固定資産明細であります。

前年度当初額56万4,282円に対しまして、ダム使用権の当年度償却額の減少により、年度末現在高は53万2,571円となっております。

390ページをお願いします。

重要な会計方針に係る事項に関する注記でございます。

1. 資産の評価基準及び評価方法では、量水器その他の貯蔵品とも先入れ先出し法による減価法によるもの。

固定資産の減価償却の方法は、定額法によるもの。

3. 引当金の計上方法。

4. その他会計に関する書類のための基本となる重要な事項。

それぞれ記載の方法により実施しているものでございます。

391ページ、392ページをお願いします。

企業債の明細書となっております。

政府資金上段部分、平成元年度2件については当年度において償還完了となり、政府資金については平成5年3月から平成31年3月の政府資金21件、公営企業金融公庫については平成13年3月から平成25年8月までの19件、民間資金については平成21年3月から22年3月までの3件となっております。種類別及び発行年月日順に整理しておりますので、お目通しをお願いします。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議長 (馬場久雄君)

説明大変ありがとうございました。

以上で説明を終わります。

暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

会議の前に、きょうお手元に配付の議事日程（第5号）の議案番号の訂正をちょっとお願いいたします。

今から行います報告第10号と記載されておりますが、日程の次の議案番号の一番下です。報告第10号じゃなくて報告第13号、「10」を「13」に訂正していただきます。よろしくお願いいたします。

日程第13「報告第13号 平成30年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」

議長（馬場久雄君）

それでは、日程第13、報告第13号 平成30年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について報告を求めます。財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、議案書87ページをお願いいたします。

報告第13号 平成30年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別添監査委員の意見を付しまして、次のとおり報告するものでございます。

この健全化比率の算定対象は、一般会計に加えまして、町が管理する公営企業を含む全ての会計及び関係する一部事務組合も含めまして比率を算定してございます。

1つ目が、健全化判断比率でございます。30年度決算の欄が今回の数値でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字決算となっておりまして、赤字額がないことからハイフンでの表記となっております。

次に、実質公債費比率につきましては、この数値が少ないほど健全ということになるわけですが、今回の数値は1.4%で、前年度と比較いたしますと0.5ポイント下がっている状況でございます。

将来負担比率につきましては、将来負担額に対しまして充当可能財源等が上回って

おりまして、平成25年度以降、数値としてあらわれないものとなっております。

この表の早期健全化基準につきましては、この数値以上になりますと早期健全化計画を策定して、県や国の指導の対象となる黄色信号と言われる数値でございます。

一番右側の欄、財政再生基準につきましては、こちらの数値以上となりますと、財政再生計画を作成いたしまして、これも県や国の指導対象となります。財政悪化の要因分析や歳出削減、歳入増加策などを定めまして、議会の議決を経た上で総務大臣に報告する必要がございます。

続きまして、2つ目の資金不足比率でございます。本町の場合は、水道事業、それから下水道事業、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽の3特別会計が対象となっております。いずれの会計におきましても資金不足は生じていない状況でございますので、ハイフンの表記となっております。

さらに別冊で資料を配付させていただいております。30年度大和町財政健全化判断比率及び資金不足比率に関する説明資料です。こちらにはただいま申し上げました比率の算定方法等を記載してございますので、ご参照いただければと思います。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で報告第13号を終わります。

続いて、平成30年度大和町各種会計決算審査の報告を監査委員に求めます。代表監査委員櫻井貴子さん。

代表監査委員（櫻井貴子君）

今野善行監査委員とともに進めてまいりました平成30年度歳入歳出決算の審査結果につきまして、代表して報告させていただきます。

お手元に配付してございます平成30年度大和町各種会計決算審査意見書の1ページをお願いいたします。

平成30年度大和町歳入歳出決算の審査結果につきまして、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして、審査に付されました平成30年度一般会計、各種特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに平成30年度基金運用状況報告書を審査いたしましたので、ご報告申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第1. 審査の対象といたしましたのは、平成30年度の大和町一般会計決算並びに大和町国民健康保険事業勘定特別会計決算から大和町戸別合併処理浄化槽特別会計決算までの10の項目の特別会計と大和町水道事業会計決算でございます。

第2. 審査の期間でございますが、一般会計決算につきましては7月2日から8月5日までのうちの13日間、各種特別会計決算につきましては7月4日から7月26日までのうちの5日間、各種基金運用状況につきましては7月2日から7月17日までのうちの5日間、財産に関する調書につきましては7月4日、水道事業会計決算につきましては7月25日でございます。

第3. 審査の結果でございます。審査に付されました平成30年度各種会計決算につきましては、決算計数に誤りはなく、歳入確保の努力、歳出の効率性が保持され、書類も整備されており、会計経理は全般的に見て妥当と認定いたしました。

第4. 決算の概要と意見の総括でございますが、水道事業会計を除く一般会計と10の特別会計で見ますと、歳入につきましては、予算現額175億3,418万800円、調定額182億2,061万8,840円に対しまして、収入済額177億6,568万888円で、予算対比101.32%、調定対比97.50%の収入割合でございました。一般会計の収入済額117億1,644万1,232円のうち、歳入の中核であります町税の占める割合は57.57%の67億4,466万6,466円となっております。本町の町税が前年度を大幅に上回り、初めて60億円台となりました。これは情報関連財需要の高まりを背景に経済の回復基調の中、企業業績の向上を反映して法人町民税が大幅に増加したことによるものでありますが、これに加えまして、町税の現年度分、30年度分ですが、徴収率が99.32%であったことなど、職員の皆様がたゆまぬ努力を積み重ねてこられた結果であると思えます。

また、そのことによりまして、地方交付税の普通交付税が大和町町制施行後、初めて不交付団体となり、地方交付税の合計が前年度と比較いたしまして10億6,096万3,000円減の6億2,944万1,000円となったものです。また、不納欠損として認定いたしました額2,364万1,460円は、いずれも合法的な手続を行っており、やむを得ないものと認めました。

その結果、収入未済額は4億3,129万6,492円となりました。

続きまして、2. 歳出でございますが、4ページをお願いいたします。

予算現額175億3,418万800円に対しまして、支出済額は162億6,702万3,920円で、執行率は92.77%になっております。また、繰越明許費として9億5,797万4,000円が令和元年度に繰り越されております。

一般会計の繰越明許費は9億4,845万5,000円で、これは主に子育て支援住宅の整備

と町内小・中学校空調設備工事において、国が新設いたしましたブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の交付要綱が年末に交付されるなど、十分な工事期間の設定ができなかったものであり、やむを得ないものと認定いたしました。また、事故繰越324万2,000円につきましては、ほかの工事の影響によります工事のため、やむを得ないものと認めました。

下水道事業会計の951万9,000円でございますが、マンホールポンプ設置更新などに伴います補助金が伴う事業によるものであり、やむを得ないものと認めました。

一般会計の不用額が2億2,240万6,904円となっておりますが、各課における事業につきましては計画的に施行され、成果を得ておりますことから、平成30年度における決算につきましては、一般会計、特別会計ともに適正に執行されたものと認定いたしました。

また、財政調整基金を初めとする積立基金は、6億2,709万9,000円増の53億1,466万3,000円となっておりますが、各施設の維持管理などに要する経費が今後見込まれますことから、財源の重点的で効率的配分を念頭に各種事業の遂行に全力を尽くすとともに、経費の節減、合理化にさらなる努力を望むものであります。

次に、平成30年度町債現在高でございますが、5ページ中段の表をごらんください。

前年度に比較いたしまして、普通会計では4億8,226万4,000円の減、下水道事業会計では2億5,008万4,000円の減、農業集落排水事業会計で2,860万5,000円の減、水道事業会計では6,728万4,000円の減となっております。

なお、戸別合併処理浄化槽会計につきましては、元金償還が少額のため、176万5,000円の増となっております。

本町の実質公債費比率は1.4%となっており、これは良好な比率でございます。

全会計を合計いたしました残高は、前年度より8億2,647万2,000円の減額となっておりますが、総額では106億5,299万4,000円と多額でございます。町債の償還は、後年度以降におきまして義務的経費となりますので、長期的視点に立った財政見通し並びに償還計画に沿った中での運用に一層の留意をお願いいたします。

次に、5ページ下段の2)一般会計から、一般会計財政の概要から、38ページの第6.財産管理につきましては、大変恐れ入りますが皆様にお目通しいただくことをお願いいたしまして、平成30年度大和町歳入歳出決算の審査結果のご報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（馬場久雄君）

次に、財政健全化法に係る審査の報告を監査委員に求めます。

代表監査委員（櫻井貴子君）

続けてよろしくお願いいたします。

恐れ入ります、皆様のお手元にお配りしてございます大和町財政健全化等審査意見書の39ページをお開き願います。

平成30年度財政健全化審査及び経営健全化審査結果につきまして、ご報告申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条及び第22条の規定によりまして、審査に付されました平成30年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について審査いたしましたので、ご報告申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成30年度財政健全化審査及び経営健全化審査の意見でございますが、1. 審査の概要につきましては割愛させていただきます。

2. 審査結果の総合意見でございますが、審査に付されました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となります事項を記載いたしました書類は、いずれも適正に作成されているものと認定いたしました。具体的な比率につきましては、下記表のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

次に、41ページになりますが、個別意見でございますが、①実質赤字比率につきましては、平成30年度の決算は黒字となっており、実質赤字比率には該当いたしません。黒字の比率は8.04%と適正な比率となっております。

②連結実質赤字比率につきましても平成30年度は黒字となっており、連結実質赤字比率には該当いたしません。その黒字の比率は13.51%と適正な比率となっております。

③実質公債費比率についてでございますが、実質公債費比率につきましては1.4%であり、良好な比率となっております。

④将来負担比率につきましては該当なしとなっております。前年度同様に良好でございます。

⑤資金不足比率についてでございますが、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計に関する経営健全化の審査に付されました算定の基礎となります書類につきましては、いずれも適正に作成されて

おりました。

以上のことから平成30年度は、水道事業会計は2億7,291万5,000円、下水道事業特別会計は1,038万円、農業集落排水事業特別会計は384万2,000円、戸別合併処理浄化槽特別会計は375万8,000円の資金余剰がございました。資金不足比率には該当いたしません。資金不足の状況にはなく、良好な状態にあると認められました。

3. 改善を要する事項でございますが、指摘する事項はございません。

以上で報告を終わります。

議長 (馬場久雄君)

ただいま監査委員から報告をいただきました。

監査委員報告についての質疑は、決算特別委員会の最終日に行う予定となっておりますので、ご了承をお願いいたします。

決算特別委員会の設置について

議長 (馬場久雄君)

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第12号までについては、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第12号までの各種会計歳入歳出決算については、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ただいま決算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午後1時28分 休憩

午後1時29分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告します。委員長に渡辺良雄議員、副委員長に千坂裕春議員が選任されました。

お諮りします。

決算特別委員会による決算審査及び議事の都合により、9月10日から9月17日までの8日間本会議を休会としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、9月10日から9月17日までの8日間を休会とすることに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、9月18日の決算特別委員会終了後といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時31分 延 会